

## (仮称) 枚方市駅南土地区画整理事業に係る環境影響評価手続き

## 1. 事業の概要

## (1) 事業者の氏名及び住所

氏名：枚方市（市駅周辺まち活性化部）

住所：枚方市大垣内町2丁目1番20号

## (2) 事業計画地

枚方市岡東町、大垣内町2丁目、川原町の各一部

## (3) 事業の目的

事業計画地の位置する枚方市駅周辺は、古くから大阪と京都を結ぶ交通の大動脈である淀川を軸とした舟運とともに宿場町として栄えてきた。その後、1910年（明治43年）の京阪電車の開通をはじめ、道路などの交通網の整備によりさらに発展し、行政機能をはじめ、商業・業務機能や交通機能の強化など本市の中心市街地として形成されてきた。

2013年（平成25年）3月に策定した枚方市駅周辺再整備ビジョンに基づき、本市の中心市街地として魅力にあふれ賑わいのあるまちを具体的に構築するため、重点的に進める区域を設定し、まちづくりの方向性や土地利用のイメージ、実現化に向けた方策などを示した枚方市駅周辺再整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定している。基本計画の策定にあたっては、市の最上位計画である第5次枚方市総合計画に即し、都市整備の方針を定める枚方市都市計画マスタープラン及び枚方市立地適正化計画の方針に適合するとともに、各関連計画との整合を図っている。

本事業は、基本計画方針や地域特性を踏まえ、良好なまちづくりを行うため、区画整理手法により、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図ることを目的とする。

## (4) 事業の規模

事業計画地面積：約5.4ha

（本市環境影響評価条例における開発事業で、施行区域の面積が5ha以上10ha未満となるため、本市条例に基づく第2種対象事業に該当）

※ 第2種対象事業については枚方市環境影響評価条例上、環境影響評価方法書に関する手続きは不要ですが、環境影響評価の項目の選定、調査、予測及び評価の後で手法等が不適正であると判断されることを回避するため、環境影響評価審査会を開催します。

## 2. 環境影響評価の手続き

令和5年6月27日に「(仮称) 枚方市駅南土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書」が提出されました。

今回は第2種対象事業であり、環境影響評価方法書の告示・縦覧や意見書の募集は行っていません。

なお、今後の手続きについては別紙1のとおり。

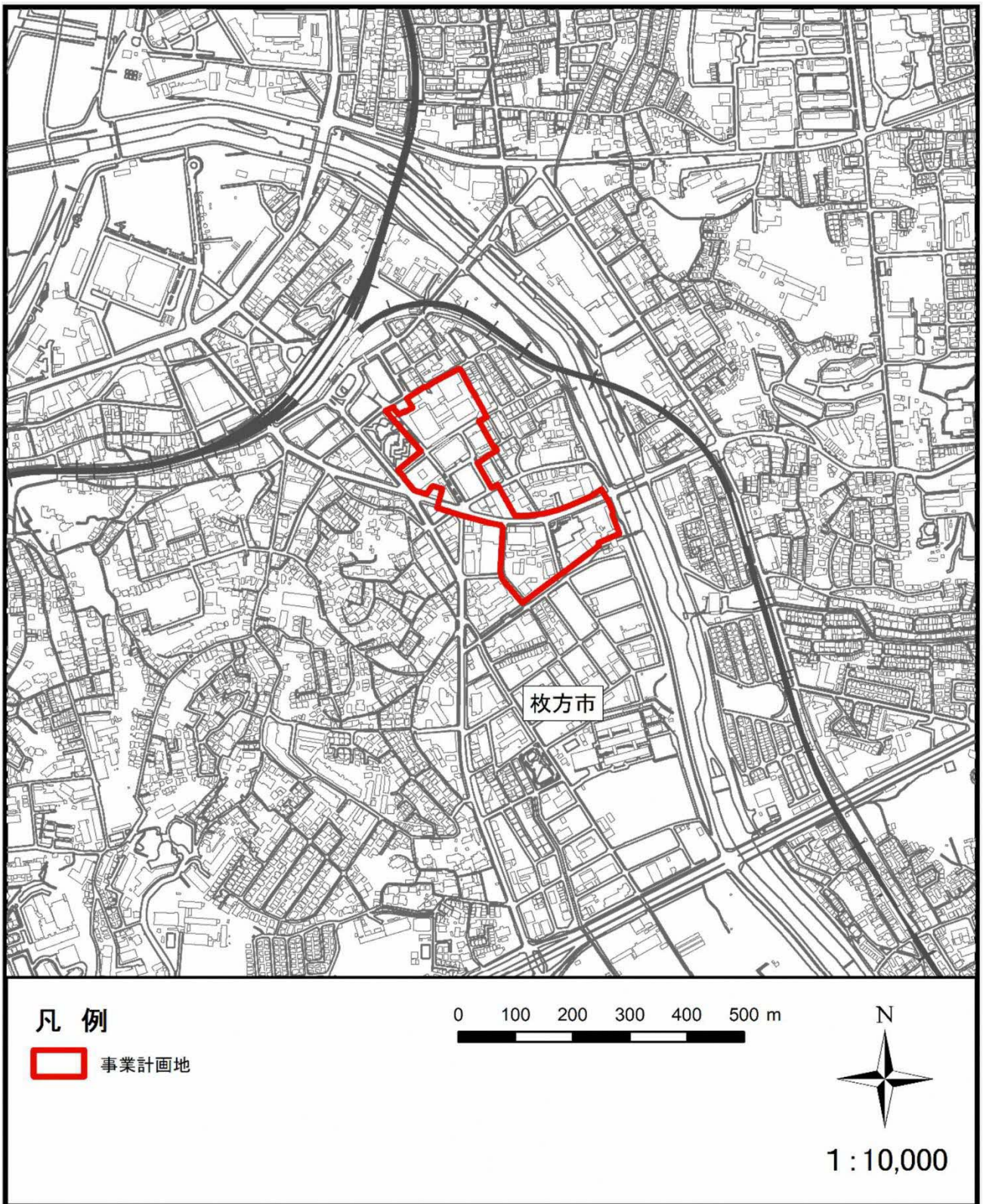


図1 対象事業実施区域周辺図

